

平成26年1月6日

各位

一般社団法人岩手県建築士事務所協会
会長 新沼 義雄

耐震診断・改修の無料相談窓口設置について

この度、当協会では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、耐震診断・改修を促進し県民の安全安心の確保を目的に、国土交通大臣指定耐震改修支援センターである一般財団法人日本建築防災協会と協調して「建築物所有者の耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談窓口」を平成26年1月6日より設置しましたのでお知らせ致します。

1. 相談対象建築物

岩手県内に存する昭和56年5月31日以前に着手した次の掲げる建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

(2) 要安全確認計画建築物

- ① 県内地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（一部未制定）
- ② 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(3) その他

当会が適当と認める建築物

2. 相談体制

相談窓口は、耐震診断・改修に関する建築物所有者等の相談に応じます。

(1) 事務局職員による対応（原則常時対応 受付時間：9：30～12：00、13：00～16：00）

(2) 技術者による相談について（いずれも事前予約制）

- ① 電話による相談
- ② 面談による相談
- ③ 現地における相談

3. 期間及び費用

当面は平成26年1月6日～平成26年3月31日まででしたが、今年度も平成26年7月1日から実施しております。

相談費用は、無料です。